

令和2年度 日常生活支援事業委託及び
日常生活支援事業（生活援助）に関する変更点について

1. 単価について

横浜市から事業者へ支払う委託料の単価を令和2年4月から増額します。

種別・種目	平成31年度まで	令和2年度
生活援助A（通常時間）	2,130円	<u>2,460円</u>
生活援助B（通常時間）	1,980円	<u>2,310円</u>
生活援助C（通常時間）	1,830円	<u>2,160円</u>
生活援助A（早朝・深夜等）	2,980円	<u>3,390円</u>
生活援助B（早朝・深夜等）	2,830円	<u>3,240円</u>
生活援助C（早朝・深夜等）	2,680円	<u>3,090円</u>
※以下の単価は（生活援助）のみの契約では適用されません		
子育て支援A（通常時間）	1,060円	<u>1,220円</u>
子育て支援B（通常時間）	990円	<u>1,150円</u>
子育て支援C（通常時間）	910円	<u>1,070円</u>
子育て支援A（早朝・深夜等）	1,490円	<u>1,690円</u>
子育て支援B（早朝・深夜等）	1,420円	<u>1,620円</u>
子育て支援C（早朝・深夜等）	1,340円	<u>1,540円</u>
子育て支援A（宿泊）	5,150円	<u>5,950円</u>
子育て支援B（宿泊）	4,660円	<u>5,880円</u>
子育て支援C（宿泊）	4,100円	<u>5,800円</u>
子育て支援A（講習会会場等）	1,430円	<u>1,670円</u>
子育て支援B（講習会会場等）	1,360円	<u>1,600円</u>
子育て支援C（講習会会場等）	1,280円	<u>1,520円</u>

※ 利用者から徴取する負担額に変更はありません。

2. 就業等の理由により帰宅時間が遅くなる場合の定期利用について

従来、未就学児を養育している場合のみ利用可能としていましたが、小学生以下の児童を養育している世帯まで対象を拡充します。

3. 契約区分の新規設定について

横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託（生活援助）の増設

新規事業者参入確保に向け、従来の生活援助と育児支援の業務を委託する契約に加え、新たに生活援助のみに特化した業務を委託する契約を設定し、一部受託要件を緩和しました。

（なお、生活援助のみを委託する契約の場合、利用対象者は小学生以上の子を養育するひとり親世帯に限ることとします。また、利用者宅における子育て支援の実施はしないこととなります。）

注：委託件名は

① 横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託

② 横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託（生活援助）

のどちらかとなります。（①を受託する場合、②を追加して契約する必要はありません）